

○厚生労働省告示第二十八号
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条において準用する同法第四十九条の規定により、同法第四十四条第一項の登録個別検定機関について、業務の一部を休止する届出があったので、同法第四十二条の第二項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二の規定に基づき告示する。
平成三十一年二月八日
厚生労働大臣 根本 匠

名称	住所	法人代表者名	休止する個別検定の業務の範囲	休止年月日	休止する期間
エイチエス ピージヤパ ン株式会社	神奈川県横浜市神奈川区金港町二番地六 ル七階	渡部 覚	小型ボイラー及び小型圧力容器についての個別検定の業務	平成三十年 二月二十六 日	平成三十年二月 二十六日から平 成三十二年二月 十六日まで

○厚生労働省告示第二十九号
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の二において準用する同法第四十六条第一項の規定により、次のように同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関を登録したので、同法第四十二条の第二項第一号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二の規定に基づき告示する。
平成三十一年二月八日
厚生労働大臣 根本 匠

名称	住所	法人代表者名	事務所の名称	事務所の所在地	型式検定を行うことができる機械等の種類	登録年月日
CSA GROUP TESTING UK LIMITED	Unit 6, Harwarden Industrial Park, Harwarden, Deeside, CH5 3US, United Kingdom	Jannes May	CSA GROUP TESTING UK LIMITED	Unit 6, Harwarden Industrial Park, Harwarden, Deeside, CH5 3US, United Kingdom	防爆構造電気機械器具	平成二十九年十月十一日
DEKRA Certification B.V.	Meander-rijus Johannes, Netherlands	Gijsbertus Johannes B.V.	DEKRA Certification B.V.	Meander-rijus, Arnhem, Netherlands	防爆構造電気機械器具	平成三十一年一月二十三日

○厚生労働省告示第三十号
作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第十七条第二号の規定により、次のように同令第十七条の六第一項の登録試験免除講習機関を登録したので、同令第十七条の十六の規定に基づき告示する。
平成三十一年二月八日
厚生労働大臣 根本 匠

名称	住所	法人代表者名	事務所の名称	事務所の所在地	講習又は同令第十六号の講習の別	登録年月日
一般財団法人西日本産業衛生会	福岡県北九州市小倉北区室町三丁目一番二丁目	宮崎 誠	一般財団法人西日本産業衛生会環境測定センター	福岡県北九州市八幡東区東田一丁目四番八号	第十七条第二号の講習	平成二十九年八月二十八日

○農林水産省告示第二百八十八号
農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第九十七条第三項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第二十二條第四項及び第三十一條第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第六百六十四條第二項及び第二百八條第二項の規定に基づき、平成三十年八月十五日農林水産省告示第八百八十四号（農作物共済に係る共済掛金標準率等を定める件）の一部を次のよう改正する。
平成三十一年二月八日
農林水産大臣 吉川 貴盛

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）
附 則
1 この告示は、公布の日から施行する。
2 この告示による改正後の平成三十年八月十五日農林水産省告示第八百八十四号の規定は、平成三十一年産の水稲及び平成三十二年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係並びに当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとする。

○農林水産省告示第二百八十九号
農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第九十九條第三項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第二十四條第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第六百六十八條第二項及び附則第十三條第一項の規定に基づき、平成三十年十二月二十七日農林水産省告示第二千七百九十二号（果樹共済に係る共済掛金標準率等を定める件）の一部を次のように改正する。
平成三十一年二月八日
農林水産大臣 吉川 貴盛

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）
附 則
1 この告示は、公布の日から施行する。
2 この告示による改正後の平成三十年十二月二十七日農林水産省告示第二千七百九十二号の規定は、平成三十一年産の大豆に係る畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとする。

○農林水産省告示第二百九十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十一年二月八日
農林水産大臣 吉川 貴盛

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県喜多方市熱塩加納町宮川字丸山四五五
一・二・四五五四・四五五七・四五五八の一・四五五八の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四五五二、字東館山番外二のイ（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

○農林水産省告示第二百九十号
農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第一百五十四條第三項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第三十四條第四項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百三十六條第二項の規定に基づき、平成三十年十二月二十七日農林水産省告示第二千七百九十三号（畑作物共済に係る共済掛金標準率等を定める件）の一部を次のように改正する。
平成三十一年二月八日
農林水産大臣 吉川 貴盛

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び島根県庁に備え置いて縦覧に供する。）
附 則
1 この告示は、公布の日から施行する。
2 この告示による改正後の平成三十年十二月二十七日農林水産省告示第二千七百九十三号の規定は、平成三十一年産の大豆に係る畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとする。

○農林水産省告示第二百九十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十一年二月八日
農林水産大臣 吉川 貴盛

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県喜多方市熱塩加納町宮川字丸山四五五
一・二・四五五四・四五五七・四五五八の一・四五五八の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四五五二、字東館山番外二のイ（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備